

2018年度 サイエンスキャッスル研究費

Honda 賞 利用規約

- サイエンスキャッスル研究費 Honda 賞は、中高生開発者の活動をサポートするための助成制度です。
- 採択された場合、本田技研工業株式会社の定める以下の規約に従って、助成金を利用することができます。
- 以下の規約をよく読んで、同意した方のみ、サイエンスキャッスル研究費 Honda 賞にご応募ください。申請書類を事務局（株式会社リバネス内）に送付いただいた時点で、以下の規約に同意したものとみなします。
- この規約の内容は変更することがあります。変更した場合、本田技研工業株式会社ならびに株式会社リバネスの Web ページその他適宜の方法で通知しますが、通知完了をもって、変更後の規約に同意したものとみなします。

第1 開発者の心得

採択された開発者（以下「採択者」といいます）は、開発費が多くの中高生開発者を代表して支給されることに留意し、開発費の交付目的に従って採択された開発（以下「本開発」といいます）を継続するよう努めるものとします。

第2 開発費の取り扱い

- 1 サイエンスキャッスル研究費 Honda 賞における開発費（以下「本開発費」といいます）は、本開発に関連した用途で使用してください。ただし、使用費目は限定しません。開発に関連する限り、自由に使用することができます。
- 2 使用費目について、後から内容を確認することがあります。
- 3 本利用規約に違反した場合、本開発費を返還させる場合があります。

第3 間接経費の不支給

本開発費の他、間接経費は認めていません。間接経費を支給することはありません。

第4 申請書

- 1 申請書は本開発の代表者たる中高生開発者が記載する必要があります。

2 サイエンスキャッスル研究費 Honda 賞の採択後、申請書に記載された申請者に関する情報（開発者の所属学校、所属する部活動等を含みますがこれに限られません）が変更された場合、直ちに事務局（株式会社リバネス）へ連絡してください。なお、変更内容によっては、本開発費の採択を取り消すことがあります。

3 本開発費採択後、申請書に記載された開発内容に関する情報を変更したい場合、事務局の同意が必要になります。変更したい内容を事務局（株式会社リバネス）へ連絡してください。なお、変更内容によっては、本開発費の採択を取り消すことがあります。

第5 メンタリング

本開発費採択後、事務局（株式会社リバネス）は、適宜採択者とメンタリングを行います。メンタリングの方法、回数その他必要な事項は、株式会社リバネスおよび本田技研工業株式会社が定めるものとします。

第6 情報の利用

本開発費に応募後、事務局（株式会社リバネス）と行われる面接や、本開発費採択後に行われるメンタリングの内容は、録音録画することがあります。

第7 「サイエンスキャッスル 2018」への参加

1 採択者は、株式会社リバネスが開催する「サイエンスキャッスル 2018 関東大会」（2018年12月23日開催）に参加し、発表を行ってください。

2 サイエンスキャッスル 2018 参加にあたって発生する費用（交通費等）は、助成金からの捻出または自己負担とします。ただし、遠方の場合是一部補助いたします。サイエンスキャッスル 2018 に参加できるよう、本開発費に応募する前に、親権者や学校とサイエンスキャッスル 2018 への参加について相談してください。

第8 開発成果

1 採択者は、本成果を学会発表や学術論文として報告するよう努力するものとします。

2 採択者ならびに指導者は、事業終了後のアンケート調査やヒヤリング調

査に協力するものとします。

3 採択者は、本成果を学会発表、学術論文その他媒体を問わず発表、報告する場合、本開発費の交付を受けて行った開発の成果であることを表示するものとします。表示名は本田技研工業株式会社の裁量で決定し、通知しますが、原則として「サイエンスキャッスル研究費 Honda 賞」とします。

4 採択者は、本成果を論文、新聞、雑誌、学会その他媒体の如何を問わず発表、報告した場合及び本開発に関連して特許権、商標権その他一切の知的財産権を取得する場合、本田技研工業株式会社ならびに事務局（株式会社リバネス）に報告するものとします。

5 前二項については、採択者が本開発費に採択されてから満3年が経過するまで有効とします。

第9 開発活動の公正性

本開発にあたって、一切の不正行為（本成果の中に示されたデータや開発結果等のねつ造、改ざん、盗用等）を行ってはなりません。不正行為に関与してもいけません。

第10 生命倫理・安全対策等の順守

開発計画に、社会的なコンセンサスが必要とされている内容や、情報の取扱いに配慮する必要がある開発、生命倫理や安全対策に対する取組が必要とされている開発、関連する法令等を遵守しなければ行うことができない開発が含まれる場合があります。このような開発を行う場合には、関連法令を遵守する必要があります。

第11 情報の公表

本田技研工業株式会社ならびに株式会社リバネスは、採択者の情報や本開発の内容及び本成果（採択者の氏名、年齢、所属学校、顔写真等の個人情報を含みます）を、本田技研工業株式会社およびリバネスの Web サイト、刊行物、SNS その他媒体を問わずメディアに掲載することがあります。

以上